

消費税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 消費税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 事業者が消費税の輸出免税の適用を受けるための要件として保存することとされている輸出許可書等の書類には、これらの書類に係る電磁的記録を含むこととするとともに、当該電磁的記録の保存方法について定めることとする。（消費税法施行規則第5条関係）
- 2 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について日本国籍を有する者が免税購入するために必要となる書類及び当該書類に記載された事項として購入記録情報となるものの細目を定めることとする。（消費税法施行規則第6条関係）
- 3 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が仕入税額控除の要件として保存することとされている輸入許可書等に係る電磁的記録の保存方法について定めることとする。（消費税法施行規則第15条の3関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）の一部改正（第2条関係）

- 1 強制換価手続を行う執行機関が事業者に代わって交付した適格請求書の写し又は当該適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を保存しなければならないこととするとともに、その保存方法について定めることとする。（消費税法施行規則等の一部を改正する省令第1条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）